

## 子育て

## 児童扶養手当の支給

父母の離婚・死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者）が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

## ●手当を受けるには

必要書類を添えての申請が必要です。申請者や生計同一の扶養義務者の所得状況によって支給制限があります。

※請求者または児童が公的年金給付などを受給している場合は、その公的年金給付などの額が児童扶養手当の額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給することができません。

## ●次の場合は手当を受けることができます。

①児童や父（母）などが日本国内に住んでいないとき。

②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき。

③父（母）が婚姻しているとき。

※婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあ

る場合を含む。

④請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき（父（母）障害該当の場合を除く）。

## 手当支給月額（令和7年度（2025年度））

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 児童1人目 |                   |
| 全部支給  | 4万6,690円          |
| 一部支給  | 4万6,680円～1万1,010円 |
| 児童2人目 |                   |
| 全部支給  | 1万1,030円          |
| 一部支給  | 1万1,020円～5,520円   |

## 問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

## 福祉

## 手話講習会受講者募集

多くの方に手話の楽しさを知って親しんでいただけるように、今年度も手話講習会を行います。手から生まれることば「手話」を楽しく学びませんか。日程などについては下の表をご確認ください。手話を通じてコミュニケーションの世界を広げましょう。

## 問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

## 手話講習会日程など（全23回を予定）

|                                     | 講習日時                         | 講習初日     | 場所          |
|-------------------------------------|------------------------------|----------|-------------|
| 初心者クラス<br>基礎からきっちり<br>学びたい方         | 毎月<br>第1・第3水曜日<br>13時30分～15時 | 4月23日（水） | 金屋庁舎2階 大会議室 |
| ステップアップクラス<br>レベルアップしたい方            | 毎月<br>第1・第3金曜日<br>19時～20時30分 | 4月25日（金） | 金屋庁舎2階 小会議室 |
| こどもクラス<br>小学3年生～中学3年生で<br>手話に関心のある方 |                              | 5月9日（金）  | 金屋庁舎2階 大会議室 |

●申込締め切り日／4月16日（水） ※以降でも随時参加いただけます。  
※講習日程は締め切り後に改めてご連絡します。

## 福祉タクシー利用料金助成

有田川町では町内在住の重度障害者の方に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的とし「タクシー利用料金助成制度」を設けています。福祉タクシー券を交付することで、タクシーの基本料金相当額を助成します。

ご利用を希望される方は申請受付場所まで申請してください。

●対象者／当町に住民登録されており、当町で管理している次のいずれかの手帳をお持ちの方

①身体障害者手帳 1級・2級

②療育手帳 A1・A2

③精神障害者保健福祉手帳 1級

●交付枚数／年間最大24枚

※年度途中での手帳取得や喪失などにより枚数が変わります。

●利用できるタクシー会社／町が指定する事業所

●利用できる期間／令和8年（2026年）3月31日（火）まで

●申請に必要なもの／対象となる障害者手帳・印鑑

## ●申請受付場所

・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

・住民課（吉備庁舎）

・清水行政局住民福祉室

## 問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）